

様式第三十七（第13条関係）

変更後の認定新事業活動計画の内容の公表

- 1 変更認定をした年月日
令和4年11月25日
- 2 変更後の認定新事業活動実施者名
SWING株式会社
- 3 変更後の認定新事業活動計画の目標
ヘルメットを任意等とする特例措置を活用し、以下の目的の達成を目指す。
 - 電動キックボードの利用者及び他の交通主体の双方にとって安全・安心に利用されるような運営方法や仕組みについての検討を行う
 - 電動キックボードの安全な公道走行に当たっての利用方法についての正しい理解の推進
 - 電動キックボードのシェアリングサービスが将来にわたり継続的に発展していくためのビジネスモデルの確立
- 4 変更後の認定新事業活動計画の内容
 - (1) 新事業活動に係る事業の内容
下記(2)に記載するエリアにおいて、一定期間、電動キックボードを利用する権利を付与し、利用者の走行データをGPSを介して収集する。本事業を通じて、電動キックボードの利用者及び他の交通主体の双方にとって安全・安心に利用されるような運営方法や仕組みについての検討を行うとともに、電動キックボードの安全な公道走行に当たっての利用方法についての正しい理解の促進を行い、電動キックボードのシェアリングサービスが将来にわたり継続的に発展していくためのビジネスモデルの確立をする。
 - (2) 新事業活動を行う場所の住所
東京都千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、足立区、江戸川区
 - (3) 規制の趣旨に照らし、新事業活動と併せて実施することが必要となる措置の内容
新事業活動計画に従って実施する事業が、次の1)、2)、3)をいずれも満たし、かつ本事業で使用される電動キックボード（以下「小型電動車」という。）が次の一定の基準を満たしていること。
 - 1) 貸し渡される小型電動車の走行速度その他の運転の状況に関する記録の作成を適切に行う旨が記載されていること。
 - 2) 貸し渡される小型電動車に係る交通事故があった場合その他当該新事業活動の安全な実施に支障が生じた場合における国家公安委員会、経済産業省、国土交通省への報告その他の必要な措置が行われる旨が記載されていること。
 - 3) 当該新事業活動を実施する区域として記載された区域内に交通の著しく頻繁な道路がないこと。(一定の基準の内容)
ア 車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。
 - (ア) 長さ 140センチメートル

- (イ) 幅 80センチメートル
- (ウ) 高さ 140センチメートル
- イ 車体の構造は、次に掲げるものであること。
 - (ア) 原動機として、電動機を用いること。
 - (イ) 15キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。
 - (ウ) 運転者席は、立席であること。

- 5 変更後の新事業活動の開始時期及び終了時期
令和4年7月～令和6年4月

新事業活動計画

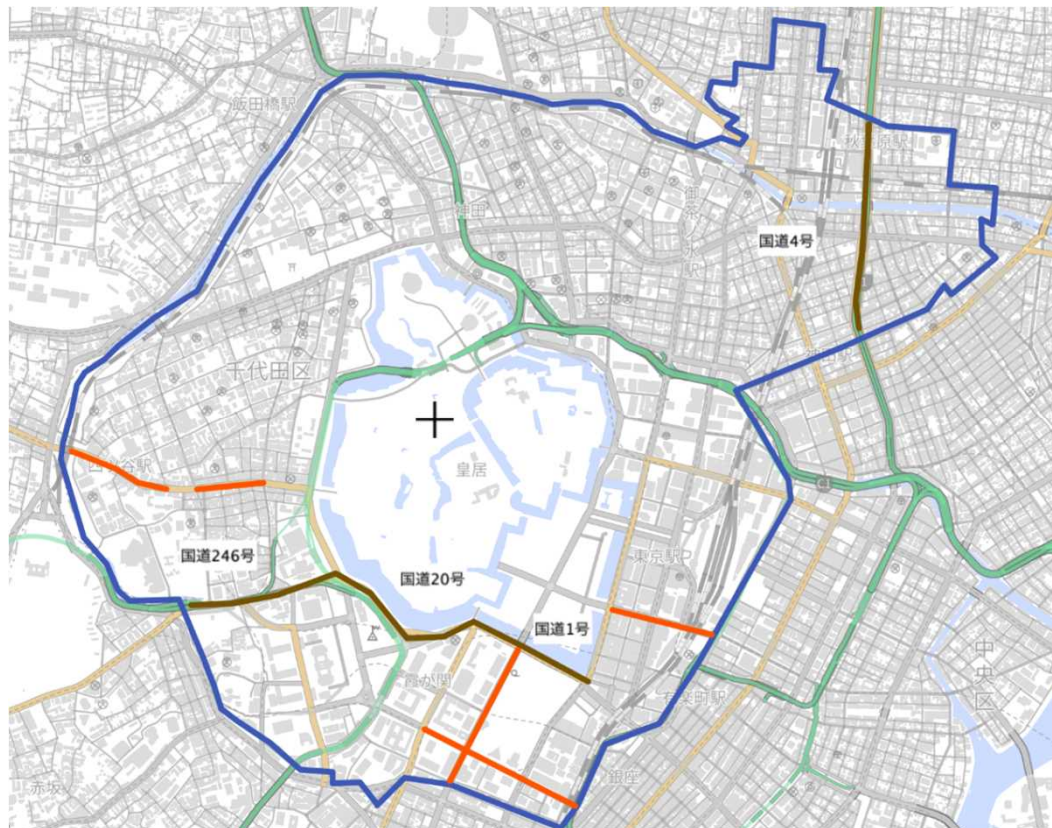
～実証の対象エリア～

SWING株式会社

SWING株式会社 実証エリア/東京都千代田区

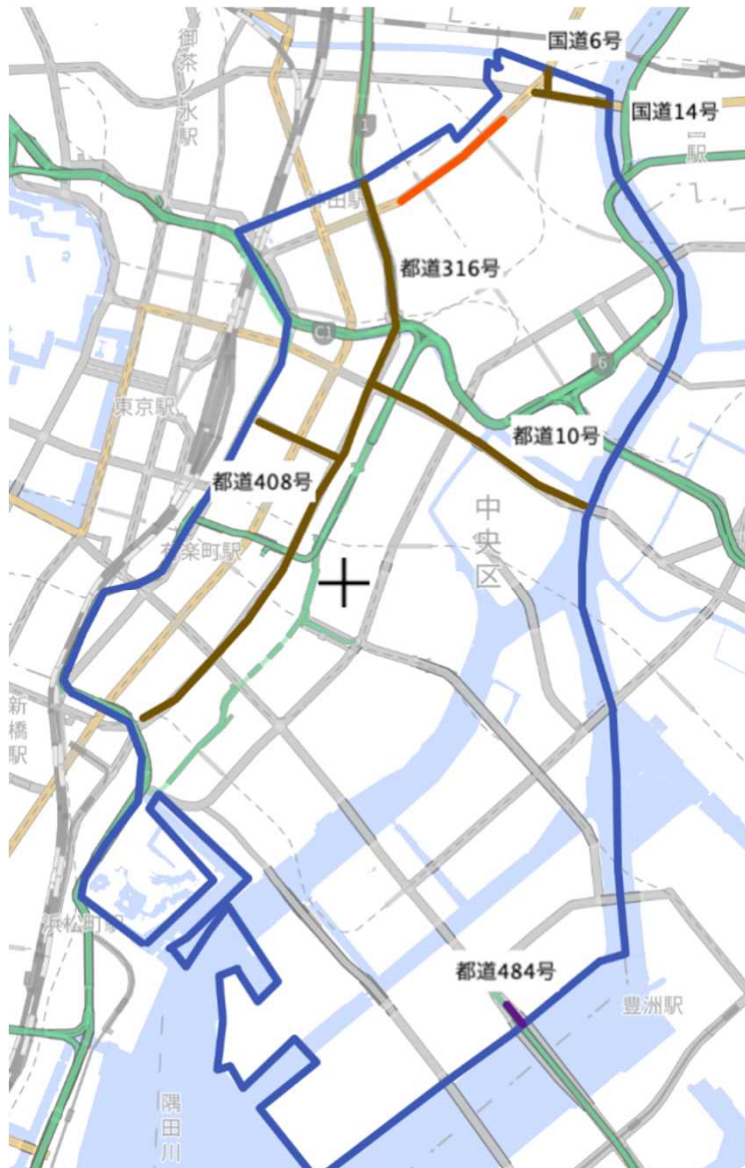


- 実証エリア
- 特例対象外区間
- 普通自転車専用通行帯



特例対象区間外	国道4号線	千代田区神田和泉町1丁目3番（台東区境）～千代田区岩本町1丁目
	国道20号	千代田区永田町1丁目8番（国道246号と接続）～千代田区霞ヶ関2丁目1番（国道1号と接続）
	国道1号	千代田区霞ヶ関1丁目1番（国道20号と接続）～千代田区日比谷公園1番（日比谷交差点は特例対象区間には含まない）
	国道246号	千代田区永田町2丁目18番（港区境）～千代田区永田町1丁目8番（国道20号と接続）

普通自転車専用通行帯	祝田通り	千代田区霞ヶ関1丁目2番3号～千代田区霞ヶ関1丁目1番1号 千代田区日比谷公園1番6号～千代田区内幸町2丁目1番1号
	国会通り	千代田区内幸町1丁目5番2号～千代田区霞ヶ関1丁目3番1号 千代田区霞ヶ関1丁目2番1号～千代田区霞ヶ関1丁目2番1号 千代田区日比谷公園1番5号先～千代田区内幸町1丁目1番3号
	鍛冶橋通り	千代田区丸の内3丁目5番1号～千代田区丸の内3丁目2番北西角 千代田区丸の内2丁目1番1号～千代田区丸の内2丁目7番1号
	国道20号	千代田区麴町2丁目1番北東角～千代田区麴町3丁目1番13号 千代田区麴町5丁目1番北東角～千代田区麴町6丁目1番北側 千代田区麴町6丁目6番南側～千代田区麴町5丁目4番南東角 千代田区麴町3丁目2番南側～千代田区麴町2丁目4番1号



- 実証エリア
- 特例対象外区間
- 普通自転車専用通行帯
- 自転車道

特例対象区間外	都道316号 (昭和通り)	中央区銀座8丁目15番 (港区境) ~ 中央区日本橋本町3丁目8番 (国道4号と接続)
	国道4号 (昭和通り)	中央区日本橋本町4丁目9番 (都道316号と接続) ~ 中央区日本橋本町4丁目12番 (千代田区境)
	都道10号 (永代通り)	中央区日本橋2丁目15番 (江戸橋一丁目交差点は特例対象外区間に含む) ~ 中央区新川1丁目31番 (江東区境)
	都道408号 (八重洲通り)	中央区八重洲2丁目1番 (八重洲中央口前交差点は特例対象外区間に含まない) ~ 中央区京橋1丁目11番 (京橋一丁目交差点は特例対象外区間に含む)
	国道14号	中央区東日本橋2丁目16番 (国道6号と接続する浅草橋東交差点は特例対象外区間に含む) ~ 中央区東日本橋2丁目25番 (墨田区境)
	国道6号	中央区東日本橋2丁目27番 (浅草橋南詰交差点は特例対象外区間に含まない) ~ 中央区東日本橋2丁目26番 (浅草橋東交差点は特例対象外区間に含む) 中央区日本橋横山町12番 (浅草橋交差点は特例対象外区間に含まない) ~ 中央区日本橋横山町10番 (浅草橋東交差点は特例対象外区間に含む)
普通自転車専用通行帯	国道6号 (国道)	中央区日本橋馬喰町1丁目7番1号先 ~ 中央区日本橋馬喰町1丁目10番8号先 中央区日本橋小伝馬町4番2号先 ~ 中央区日本橋小伝馬町15番15号先 中央区日本橋小伝馬町14番10号先 ~ 中央区日本橋小伝馬町14番4号先
自転車道	都道484号線 (環二通り)	中央区晴海5丁目7番先 ~ 中央区晴海5丁目豊洲大橋上 (江東区境)

- 実証エリア
- 特例対象外区間
- 普通自転車専用通行帯
- 自転車道

